

# 小田原駅西口第1自転車駐車場

## 指定管理者募集要項

平成30年5月

小 田 原 市

## 目次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者が行う管理の基準	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	1
4	指定期間	1
5	経費及び利用料金、その他事項	1
6	応募資格	2
7	申請条件	3
8	申請書類	3
9	申請書提出方法及び提出期間	4
10	質問等に関する事項	5
11	業務説明会の実施	5
12	申請に要する経費	6
13	申請書類等の情報公開	6
14	申請の辞退	6
15	指定管理者の指定等	6
16	指定管理者指定後の手続	7
17	留意事項	7
18	スケジュール	8
19	本要項に付随する書類	8

## 1 対象施設の概要

- (1) 名 称：小田原駅西口第1自転車駐車場
- (2) 所 在 地：小田原市城山一丁目1番21号
- (3) 設 置 年 月：平成15年12月
- (4) 敷 地 面 積：1,156.85㎡
- (5) 設 置 目 的：公共の場所における自転車等の駐車に関する秩序を確立し、自転車等の利用者の利便を図ることにより、良好な生活環境を保持するため
- (6) 施設内容等：別紙1【小田原駅西口第1自転車駐車場概要】を参照

## 2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令、小田原市自転車駐車場条例及び同施行規則を遵守すること。
  - (2) 適切な人員配置等、計画的で効率的な運営を行うこと。
  - (3) 利用者等の意見を管理・運営に反映させること。
  - (4) 業務に関連した情報の公開について適切に対応すること。
  - (5) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- ※ 管理の基準に関する細目事項は、協議の上、協定で定めます。

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 小田原市自転車駐車場条例第5条に規定する業務の範囲に関すること。
- (2) 利用料金の徴収、還付に関すること。
- (3) その他、小田原駅西口第1自転車駐車場の管理運営に必要な業務。
- (4) 具体的な業務内容及び履行方法については条例等による。

## 4 指定期間

平成30年12月1日から平成35年11月30日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないとするときは指定を取り消すことがあります。

※ 指定期間は小田原市議会の議決事項のため、市議会9月定例会に提案する予定です。

## 5 経費及び利用料金、その他事項

### (1) 管理に要する経費

#### ① 指定管理者の負担

ア 自転車駐車場の管理運営に要する経費

(電話料、郵便料、光熱水費、燃料費等)

イ 自転車駐車場の管理運営に伴う消耗品、備品等の経費

ウ 自転車駐車場の管理運営に伴う1件30万円未満の修繕の経費

エ 消費税等の公租公課

#### ② 小田原市の負担

ア 自転車駐車場の構造にかかる修繕又は1件30万円以上の修繕の経費

イ 鉄道事業者から借用する用地の借地料

(2) 納付金

納付金を4か月ごとに指定した期日までに市に納入していただきます。納付金額については、様式2【事業計画書】により収入からの納付金率を設定の上、提案してください。

(3) 利用料金

自転車駐車場における利用料金は、指定管理者の収入とし、自転車駐車場運営にかかる経費等に充てることとします。なお、利用料金の設定については、小田原市自転車駐車場条例第10条第3項の規定によります。

(4) 会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、独立した会計帳簿書類を設けてください。

(5) 管理口座の開設

管理に係る収支の内容を把握するため、専用の預金口座を開設してください。

(6) 備品等の帰属

管理運営に係る必要な備品は、指定管理者が用意するものとします。

(7) 指定管理業務の一括委託禁止

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止します。

(8) 個人情報保護

指定管理業務を行うに当たり、個人情報の保護を図るため、漏えい防止その他の個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずることとします。

個人情報の漏えい等の行為には、小田原市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

(9) 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途、情報公開規定等を定めるなど適正な情報公開に努めていただきます。

(10) 守秘義務

指定管理者は指定管理業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用することはできません。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

## 6 応募資格

次の要件を全て満たす法人その他の団体であること。なお、法人格は必ずしも必要ありませんが、個人が申請することはできません。

(1) 法人もしくは団体又はその代表者が次の事項のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札の参加を制限されているもの。

- ② 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（市長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当することとなるもの。（ただし地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。）
  - ③ 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分期間中であるもの。
  - ④ 市税並びに県税及び国税を滞納しているもの。
  - ⑤ 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申立てがなされた場合、更生手続きの開始決定前又は再生計画の許可決定前であるもの。
  - ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの。
  - ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）に該当するもの。
  - ⑧ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体等に該当するもの。
  - ⑨ 暴力団の構成員も若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを役員に含む団体等に該当するもの。
  - ⑩ 本件の審査に係る指定管理者選定委員が経営又は運営に関与しているもの。
  - ⑪ 指定期間中、小田原駅西口第1自転車駐車場の管理運営を円滑かつ安定して実施できないもの。
  - ⑫ 労働者災害補償保険に加入していないもの。
- (2) 小田原市内に本社、本店、本部または営業所等を有していること。
- (3) 共同事業体で申込む場合は、併せて次の条件を全て満たすこと。
- ① 単独で応募していないこと。
  - ② 代表となる法人等を定めていること。
  - ③ 同時に複数の共同事業体の構成団体となっていないこと。
  - ④ 代表となる法人等及び共同事業体を構成する法人等の変更は原則できないこと。
- （ただし、共同事業体を構成する法人等については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合を除く。）

## 7 申請条件

申請団体は、業務説明会への参加を申請条件とします。

## 8 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認め

る場合は追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の、指定期間内における管理運営に関する事業計画書（様式2）、収支予算書（様式3）及び独自提案事業実施予算書（様式4）
- (3) 当該団体の定款の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等）
- (4) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- (5) 当該団体の前事業年度の事業報告書、その他業務内容を明らかにする書類
- (6) 納税証明書
  - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - イ 法人市民税（法人でない団体にあつては代表者の個人市民税）及び固定資産税について直近2年度分の納税証明書
- (7) 労働者災害補償保険料納付済証明書
- (8) 身分証明書（法人にあつては代表取締役、法人以外の団体にあつては代表者）
- (9) 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類  
※小田原市暴力団排除条例（平成24年4月施行）第9条では、市は公の施設の管理を、暴力団又は暴力団経営支配法人等（以下、「暴力団等」という）に行わせてはならないと定めており、市は応募者が暴力団等でないことを確認するため、これらの情報を収集するもので、収集した情報は神奈川県警察本部へ照会します。
- (10) その他市長が必要と認める書類
  - ① 申請者において様式2、様式3及び様式4の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができます。
  - ② 証明書類は、証明年月日が申請書類提出時の3か月以内のもので、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。なお、複写機による写しでも差し支えありません。

**※ 複数の構成団体による共同事業体で申請する場合**

- (1) 共同事業体協定書 …………… 様式 5
- (2) 共同事業体構成団体構成表（業務分担を示すもの） …………… 様式 6
- (3) 共同事業体委任状 …………… 様式 7

※共同事業体で申請する場合、8（1）～（3）に規定する書類以外は構成団体ごとに提出してください。

**9 申請書提出方法及び提出期間**

- (1) 提出先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地  
小田原市市民部地域安全課生活安全係（市役所5階）  
電 話 0465-33-1396（直通）

F A X 0 4 6 5 - 3 3 - 1 8 5 1 (直通)

(2) 提出方法

地域安全課へ持参して下さい。(郵送、F A X、電子メールでの提出は認めない)  
※来庁時間を前日の午後5時15分までに地域安全課へ電話等でご連絡ください。

(3) 提出期間

平成30年6月18日(月)から平成30年6月29日(金)まで

※提出書類の内容の確認を行いますので、申請団体の代表者又は代理人が持参して下さい。

※提出された申請書等はお返しできません。

(4) 提出部数

提出部数は、正本1部及び副本10部の合計11部とします。

## 10 質問等に関する事項

募集要項等に関する質問事項の受付については、次のとおりとします。

(1) 受付期間

平成30年5月25日(金)から平成30年6月6日(水)まで

(2) 質問方法

受付期間内に様式8を地域安全課までご提出ください(F A X、電子メール可)

※受付期間以外の提出や、口頭、電話等での質問は不可とします。

※F A X及び電子メールで質問票を送付した場合は、未到着等を防止するため、電話にてF A X及び電子メールの到着確認をしてください。

(3) 回答方法

回答は、平成30年6月13日(水)に、F A X又は電子メールにより業務説明会参加団体すべてに送信します。

## 11 業務説明会の実施

業務内容、申請書類の記載方法等について業務説明会を開催します。申請予定の団体は、受付期間中に様式9をご提出ください(F A X、電子メール可)

※F A X及び電子メールで参加申込書を送付した場合は、未到着等を防止するため、平成30年5月28日(月)午前11時までには必ず電話にてF A X及び電子メールの到着確認をしてください。

※業務説明会に参加することが申請条件となっています。申請予定の団体は、必ず参加してください。

(1) 参加申込の受付期間

平成30年5月11日(金)から平成30年5月25日(金)まで

(2) 開催日時

平成30年5月29日(火) 14時から

(3) 開催場所

(4) 施設見学

施設見学については、説明会終了後に開催を予定しています。施設見学会については任意参加としますので、希望される団体は様式9により連絡ください。詳細については、参加を希望される団体に別途連絡いたします。希望される団体がない場合は、施設見学は開催しません。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請団体の負担とします。

13 申請書類等の情報公開

(1) 指定管理業務の情報公開

指定管理業務を行う上で、作成又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開については、指定管理者により別途情報公開に関する規程等を定めることとします。

(2) 申請書類等の情報公開

市に提出された申請書類等の選定に係る書類は、情報公開請求等により公開する場合があります。

14 申請の辞退

(1) 申請の撤回、修正

申請の撤回及び申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認められません。

(2) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）により申し出てください。

15 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の選定

小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会が、提出された書類等及び面接（プレゼンテーション、質疑応答）により審査し、その内容により選定します。選定結果（指定管理者の候補者）については、平成30年7月下旬までに、応募者全員に文書で通知します。その後、候補者は市議会（9月予定）の議決を経て指定管理者となります。また指定管理者の指定については、市ホームページで公開します。

※指定管理者による管理運営開始までの間に、指定管理者に指定された者に事故等があった場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定する場合があります。

(2) 選定基準

- ① 市への納付金について、高い納付金率が設定されていること。ただし納付金率

は、自転車駐車場利用料収入の35%以上とすること。

- ② 「小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」第4条（指定管理者の選定）及び第9条（秘密保持義務等）に基づき、適正に管理運営できるものであること。

ア 公の施設の平等利用について

事業計画書による公の施設の運営が、利用対象者の平等利用を確保することができるものであること。

イ 施設等の維持管理や利用者に対する配慮について

事業計画書による施設の維持管理が、適切な実施方法によるものであり、利用者の安全対策や事故防止、また防犯対策への配慮がなされていること。

ウ 公の施設の有効活用及び管理経費の縮減について

事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力について

事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。

オ 個人情報保護の適切な処理体制について

個人情報の保護に対する取扱いを適切に行える体制が整備されていること。

カ 社会貢献活動等に対する評価事項

地域活動への参加や市内在住者の雇用など、社会貢献活動がなされていること。

キ 施設の特性に応じた評価事項

施設の特性に応じた管理を行うことができること。

ク 独自提案事業の評価事項

事業内容が小田原駅周辺の放置自転車の減少に寄与するものであるとともに、自転車駐車場利用者の利便性向上が期待できるものとする。

## 16 指定管理者指定後の手続

### (1) 協定の締結

業務内容の詳細などについて、市と協議し協定書を締結します。

### (2) 引継ぎ

指定管理者は、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、現指定管理者から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。

なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、指定管理者の負担とします。

## 17 留意事項

指定管理者に指定された者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (1) 経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。

## 18 スケジュール

募集から業務開始までのスケジュール

内容	期日
① 第1回選定委員会	平成30年4月24日(火)
② 募集要項等の配布	平成30年5月11日(金)～ 6月6日(水)
③ 説明会・見学会	平成30年5月29日(火)
④ 質問事項の受付	平成30年5月25日(金)～ 6月6日(水)
⑤ 質問事項への回答	平成30年6月13日(水)
⑥ 申請書類の受付	平成30年6月18日(月)～ 6月29日(金)
⑦ 書類審査	平成30年7月2日(月)～ 7月13日(金)
⑧ 暴力団排除条例確認	平成30年7月2日(月)～ 7月13日(金)
⑨ 第2回選定委員会	平成30年7月下旬
⑩ 候補者の決定通知	平成30年7月下旬
⑪ 指定管理者及び指定期間の議決※	平成30年9月市議会定例会上程
⑫ 指定管理者指定の通知	平成30年9月末
⑬ 協定の締結	平成30年10月
⑭ 指定管理者による管理運営開始日	平成30年12月1日

※印は9月議会提出予定の指定管理者議案及び関連議案が可決された場合の実施内容です。

## 19 本要項に付随する書類

### (1) 資料編

- ① 小田原駅西口第1自転車駐車場概要 …………… 別紙1
- ② 小田原市自転車駐車場条例 …………… 別紙2
- ③ 小田原市自転車駐車場条例施行規則 …………… 別紙3
- ④ リスク分担表 …………… 別紙4

### (2) 申請書類編

- ① 指定管理者指定申請書 …………… 様式1
- ② 指定管理者事業計画書 …………… 様式2

- ③ 収支予算書 ..... 様式 3
  - ④ 事業実施予算書 ..... 様式 4
  - ⑤ 共同事業体協定書 ..... 様式 5
  - ⑥ 共同事業体構成団体構成表 ..... 様式 6
  - ⑦ 共同事業体委任状 ..... 様式 7
- (3) その他
- ① 自転車駐車場指定管理者募集内容に関する質問票 ..... 様式 8
  - ② 自転車駐車場指定管理者業務説明会参加申込書 ..... 様式 9